

# 盛川漁業協同組合内第14号

## 第五種共同漁業権遊漁規則

沿革 令和5年9月1日認可

### (目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第14号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合又は組合の委託を受けた指定販売所等に第7条の遊漁料を納付し、承認を受けなければならない。

2 前項の納付場所は、毎年新聞又は掲示等により公表するものとする。

### (遊漁の方法および期間)

第3条 次の表ア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の区域内及びエ欄の期間中でなければならない。

ア. 名 称	イ. 遊 漁 の 方 法	ウ. 区 域	エ. 期 間
あ ゆ	友釣り（リール竿除く） 擬餌釣り（リール竿除く）	免許区域	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
	がら掛け（リール竿除く）	猪川町大渡橋から上流の免許区域	8月25日から9月10日までの期間内で組合が定めて公表する期間
や ま め	餌釣り、擬餌釣り	免許区域	3月1日から5月31日まで及び7月1日から9月30日まで
い わ な	餌釣り、擬餌釣り		
さ く ら ま す	餌釣り	同 上	3月1日から5月31日まで
う な ぎ	置釣り、どう	猪川町大渡橋から上流の免許区域	1月1日から12月31日まで
う ぐ い	餌釣り、擬餌釣り、がら掛け	免許区域	1月1日から12月31日まで
こ い	餌釣り	同 上	1月1日から9月30日まで
か じ か	餌釣り、擬餌釣り	同 上	1月1日から9月30日まで

2 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、前項の各欄に定める範囲を制限することがある。この場合においては当該制限の内容を公表するものとする。

3 前項の公表は新聞又は掲示等により行うものとする。

### (禁止区域)

第4条 次に掲げる区域内においては遊漁をしてはならない。

(1) 大船渡市日頃市町甲子鹿鳴橋下流端から鷹生ダム堤体の下流 115Mの点までの区域

(ただし、ダム湖に流入するその他の支流は除く)

(2) 大船渡市猪川町大渡橋下流端より川口橋下流端まで、うなぎを採捕してはならない。

(漁具漁法の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる漁具又は漁法により採捕してはならない。

名 称	漁 具・漁 法
全 魚 種	まき餌による漁法
全 魚 種	潜水による漁法

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

名 称	全 長
い わ な	13センチメートル
や ま め (ひかり含む)	13センチメートル
う な ぎ	30センチメートル
う ぐ い	10センチメートル
こ い	10センチメートル
か じ か	5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条に定める遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生、身体不自由者又は高齢者（大船渡市内の75歳以上に限る。）のときは2分の1に相当する額とする。ただし、日券は除く。

名 称	漁 具・漁 法	遊 漁 料	
		日 券	年 券
あ ゆ	友釣り、擬餌釣り、がら掛け（リール竿除く）	円	円
や ま め い わ な か じ か	餌釣り、擬餌釣り	1,500	8,000
う な ぎ	置釣り、どう		
う ぐ い	餌釣り、擬餌釣り、がら掛け		
さくらます こ い	餌釣り		

- 2 第2条の規定にかかわらず、前項の遊漁料を当該遊漁する場所において漁場監視員に納付する場合は、未就学の幼児、小・中学生、身体不自由者及び高齢者（75歳以上に限る。）を除き500円を加算した額とする。
- 3 第1項の身体不自由者及び中学生にあっては、遊漁料納付時に公的機関が発行した当該証明書の提示を求められた場合はこれを提示しなければならない。

（特設釣場及びつかみどり漁場）

第8条 前条の規定にかかわらず組合が濃密放流して開設するあゆ特設釣場及びあゆつかみどり漁場において遊漁しようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条及び第7条に定める遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 承認証は、他人に貸与または譲渡してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際して、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域及び期間内においては、川底をかくはんしてはならない。  
大渡り橋から佐野橋に至る区域であって6月1日から11月30日までの期間

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 組合又は漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

（共通遊漁の承認に関する事項）

第13条 この漁場区域において、岩手県内水面漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条及び第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	名 称	漁具・漁法	遊 漁 料	
			個 人	団 体
全 魚 種	あ ゆ	友釣り	円 <u>24,000</u>	円 <u>21,600</u>
	やまめ、いわな、うぐい、かじか	餌釣り、擬餌釣り		
	さくらます、こい	餌釣り		
	うなぎ	置釣り、どう		
雜 魚	やまめ、いわな、うぐい、かじか	餌釣り、擬餌釣り	円 <u>17,000</u>	円 <u>15,200</u>
	さくらます、こい	餌釣り		
	うなぎ	置釣り、どう		

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。  
 岩手県盛岡市内丸16番1号  
 岩手県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記第3号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持するとともに別に交付する腕章をつけなければならぬ。
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については第7条第2項に規定する遊漁料を徴収する。

様式第1号

### 遊 漁 承 認 記

表

裏

N.O.	
遊 漁 承 認 記	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	氏 名
承認期間	
魚 種	
遊漁料	
発行者	
盛川漁業協同組合 印	

注 意 事 項

1. . . . .

2. . . . .

3. . . . .

尚、日釣券は釣行日を記入の事、当日のみ有効